

福祉サービス第三者評価 評価結果

【保育所】

若葉台こども園

横浜市旭区若葉台 2-20-1

運営主体：社会福祉法人 山百合会

● 第三者評価結果報告書 <別紙 1>	1～3 ページ
● 第三者評価結果	
<別紙 2-1> 共通評価	4～12 ページ
<別紙 2-2> 内容評価	13～17 ページ
● 利用者(園児)家族アンケート結果	18～25 ページ

公表日：2025 年 3 月

実施機関：特定非営利活動法人市民セクターよこはま

第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 市民セクターよこはま

②施設・事業所情報

名称：若葉台こども園	種別：認定こども園（幼保連携型）
代表者氏名：田谷 直香	定員（利用人数）：119名（92名）
所在地：〒241-0801 横浜市旭区若葉台 2-20-1	
TEL：045-921-3161	
ホームページ： http://www.yamayuri-kai.jp/wakabadaiindex.html	

【施設・事業所の概要】

開設年月日 2022 年 4 月 1 日				
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 山百合会				
職員数	常勤職員：	16 名	非常勤職員：	25 名
専門職員	保育教諭	34 名	看護師	2 名
	管理栄養士	2 名	栄養士	2 名
	調理師	1 名	小学校教員免許	2 名
施設・設備 の概要	(居室数)		(設備等)	
	保育室 7 室、調理室 1 室、遊戯室 1 室、職員室 兼医務室 1 室、職員休憩室			

【事業所の概要】

若葉台こども園はJR横浜線十日市場駅、相鉄線三ツ境駅からバスに乗り、若葉台中央停留所から歩いて3分ほどの、団地の中にあります。若葉台こども園は、1981年（昭和56年）4月に、横浜市によって若葉台保育園として設立され、2017年（平成29年）4月に民間移管されました。その後、2022年4月より幼保連携型認定こども園若葉台こども園に移行しました。運営法人は社会福祉法人山百合会です。運営法人は他に、横浜市内に保育園を5園、幼保連携型認定こども園を1園、運営しています。鉄骨筋2階建ての園舎は、日当たりがよく、2階には広いホールとベランダ、1階にはテラスがあります。広々とした園庭には、鉄棒などの遊具が設置されたグラウンドと自然そのままの雑木林があり、子どもたちは、思いっきり身体を動かしたり、四季の自然と触れることができます。花壇や畑があり、子どもたちが季節の花や野菜を育てています。定員は、119名（産休明け～5歳児）、開園時間は、平日（月曜日～金曜日）は7時～20時、土曜日は7時～18時半です。

③理念・基本方針

「こどもが現在をもっとも良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」
～自分を大切な存在として感じ、人もまたそうであることを感じられるように～

○園目標

『ともだちといっぱいあそぼう』

感じる心が豊かなこども

さまざまな表現方法がわかるようになり自信をもって行動するこども

○教育・保育方針

- ・遊びを大切にして、いろいろな人とのかかわりを深めます。
- ・恵まれた自然を生かして体験を広げます。

- ・保護者と共感しながら信頼関係を深めていきます。
- ・地域の様々な人とかわる中でこどもが経験を広げ、地域の方に見守ってもらいながらつながりを深めていきます。
- ・身近な子育ての支援の場として地域の方に親しんでもらえるようにします。

○教育・保育姿勢

- ・家庭的な雰囲気の中で、こども一人ひとりを大切にします。
- ・保健的で安全が守られ、安心して豊かに遊べる環境を作ります。
- ・こどもの気持ちに共感し、興味や好奇心を大切にします。
- ・家庭や地域と連携し、ともにこどもを育みます。

④施設・事業所の特徴的な取組

若葉台地域の豊かな環境を通して行う、保育・教育活動を大切にしています。こどもたちの学びは遊ぶことから始まります。こどもの興味・関心から遊びを展開するための環境設定（モノ・コト・ヒト）に取り組み自然（物）を使った遊びの実践を保育・教育に取り入れています。

- ・自然を使った活動を取り入れています。子どもたちの「おもしろいな」「ふしぎだな」「どうして？」という気づきを大切にしています。
- ・様々な経験をする機会を作りたいと考え、講師を招いた教育活動を行っています。（自然あそび・運動あそび・造形あそび・英語あそび・音楽あそび）
- ・こども園応援隊と一緒に野菜を育てたり、地域の交流花壇の花植えを行うなど地域社会の方と過ごす経験をしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2024年 6月 1日（契約日）～ 2025年 3月 11日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（2019年度）

⑥総評

◆特長や今後期待される点

【特長】

●豊かな自然環境の中、子どもたちは保育教諭に優しく見守られ、様々な経験をし、園生活を楽しんでいます

保育教諭は、クラスミーティング等で一人ひとりの子どもの姿について話し合い、子どもが安心して園生活を楽しめるように保育しています。保育教諭は、子どもの遊ぶ様子を見守り、子どもの言葉や表情、反応などから子どもの思いを把握して寄り添い、子どもが安心して、主体的に活動できるように働きかけています。表現する力が十分でない子どもに対しては、子どもの発する単語や視線、仕草などから子どもの思いを汲み取り、言葉にして問いかけて確かめるなどし、子どもが自由に思いを表出できるように支援しています。保育室には、子どもの年齢や発達、興味に合わせた玩具や絵本が子どもの手の届くところに置かれていて、子どもが自分の好きな遊びを自由に選び、遊び込めるように環境構成しています。

園は、教育・保育方針に「恵まれた自然を生かして体験を広げます」と掲げ、豊かな自然環境を生かした自然遊びに力を入れています。「花、虫、雨、水、暑い、天気、実、土、落ち葉、風、冷たい、温かい」と季節ごとの自然を毎月のテーマとし、子どもが遊びながらいろいろなことに気づいたり、感動したり、考えたり、試したりして様々な学びを得られるように、発達や年齢に合わせた活動をしています。看護師による季節ごとの健康の話や栄養士による旬の野菜を用いたクッキングなど、多職種も連携し、子どもが幅広い季節の活動ができるようにしています。また、外部講師による運動あそびと英語あそびのほか、音楽あそび、造形あそびなど、様々な教育活動を通し、子どもが楽しみながら様々な経験を積めるようにしています。

このような取り組みを通し、子どもたちはのびのびと自分らしさを言葉や態度で表現し、園生活を元気いっぱい生き生きと楽しんでいます。

●園の教育・保育方針に基づき、地域との関係作りに力を入れています

教育・保育方針に地域との関わりを明示し、計画的に園庭開放や交流保育、育児講座などの子育て支援事業を行っています。文化祭に子どもの作品を展示したり、園のブースを出して自然物を使った遊びを保育教諭が紹介したりしています。また、地域の子育て広場で園長が講和を行うなど、積極的に地域の課題解決に向けて協働しています。

子どもたちと地域住民との交流も盛んで、「こども園応援隊」として地域のボランティアと一緒に園の畑で野菜を育てたり、若葉台公園の「世代間交流花壇」に花を植えたり、凧揚げなどの外遊びを楽しんだりして、交流しています。地域住民によるお作法の講師やお話ボランティアなども受け入れていて、子どもたちは地域住民に優しく見守られ、様々な経験をしています。

【今後に期待される点】

●目指す特色ある園作りに向け、具体的な事業計画を作成していくことが期待されます

中期計画のビジョンを踏まえて法人として単年度の事業計画が策定されています。事業計画には、施設運営、職員の状況、施設整備などについて記載されていますが、園ごとの特長や課題、具体的な取り組みや数値目標などが明確でなく、園として実施状況を評価することは難しくなっています。また、法人本部で作成されているため、計画策定に職員の参画はありません。職員が運営の一員であるという意識も持ち、園の特長や強みを生かした園作りを職員と一緒に計画的に進めていくためにも、職員が参画して事業計画を策定していくことが期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

2017年4月に横浜市より若葉台保育園の民間移管を受け、2022年4月に幼保連携型認定こども園に移行し3年目に第三者評価を受審いたしました。若葉台地域での公立園からの歴史と経験を引き継ぎ、こどもと保護者の皆様が安心して園生活を過ごせるように職員一同、努力と研鑽を重ねてまいりました。豊かな環境を通して取り組んだ保育・教育について評価基準に沿って振り返り、話し合いを重ねる中で自園の強みや課題、より良い園運営に向かうための理解が強まりました。

保護者の皆様には、アンケートのご協力をいただき感謝申し上げます。ご家庭と園で連携しながらこども達が現在をもっともよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培っていきたいと考えております。

ご協力をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げます。

若葉台こども園 園長 田谷直香

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり

<別紙2-1（共通評価 保育所版）>

(2021.4)

判断基準 a・b・c は、評価項目に対する「到達の状況」を示します。

a：現状維持の努力が必要とされる水準

b：「a」に向けた取組みの余地・伸びしろがある状態

c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果

事業所名：若葉台こども園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ホームページに法人の理念や方針、園目標、保育目標、保育方針を掲載しています。職員に対しては、入職時に説明するとともに、職員会議やクラス会議、法人研修などで折に触れて取り上げ、周知しています。指導計画の作成時にも、保育内容が理念に沿っているかを確認しています。保護者には、重要事項説明書に園目標、保育目標、保育方針を記載して法人理念・方針を記載した資料とともに配布し、入園説明会で周知しています。また、毎月のおたよりに園目標を掲載するとともに、懇談会では保育の中の具体的な場面をあげて説明しています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 園長は、法人の園長会や旭区の園長会、北部エリア交流会などに参加し、社会福祉全体の動向や地域の状況、市や区の福祉計画の策定動向や内容を把握し、課題の分析を行っています。また、保育雑誌や新聞、ネット記事などからも経営を取り巻く情報を積極的に収集しています。地域の情報は、自治会などの地域の会議や若葉台まちづくりセンターなどの交流を通して得ています。コスト分析や利用者の推移、利用率などは各園からの報告を基に、法人が課題の把握・分析をし、園長会議で共有しています。	
	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> 経営環境や職員体制、人材育成、財務状況などについては法人本部が各園からの情報を基に分析し、毎月の園長会で説明しています。法人園長会を法人理事会と同日に開催することで、経営状況や課題を役員と共有できるようにしています。園長会の内容は、毎月の職員会議や毎日のミーティングで職員に説明しています。非常勤職員に対しては、会議録を回覧するとともに、必要に応じてクラスリーダーが説明しています。園運営にかかるコストの状況を職員に伝え、備品やごみの扱いなどでコスト削減を図ったり、施設の改装を計画的に行うなど、課題の解決に向けて取り組んでいます。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 法人として2022年から2026年度の中期計画書を作成しています。中期計画書は、理念や基本方針の実現に向けた中期的な目指す方向性を明示した計画書と、経営・組織運営、人事・労務管理、経理事務、防災・防犯対策、専門機関との連携の6項目についての施策や工程を記載した事業別計画書から成り立っていて、定期的に法人本部で評価・見直しをしています。なお、中長期的なビジョンは明確になっていますが、園が実施状況の評価を行えるような具体的な成果や数値目標などの設定はされていません。	
	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> 中期計画のビジョンを踏まえて法人として単年度の事業計画が策定されています。事業計画は、入所定員や実施する特別保育事業等、防災関係や安全管理、衛生管理等の施設運営、職員の状況、施設整備、その他の項目に分けて記載されていて、実行可能な具体的なものとなっています。ただし、法人7園についての記載はあるものの、園ごとの特長や課題、具体的な取り組みや数値目標などが明確でなく、園として実施状況の評価することは難しくなっています。園の特長や強みをどのように生かしていくかを明確にするためにも、園ごとの事業計画を策定していくことが期待されます。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> 法人の事業計画は、法人本部で策定し、法人園長会で報告されています。年度末の園の自己評価結果や職員会議等で把握した職員意見は、法人園長会で報告・共有されていて、それらも踏まえて法人本部が事業計画を策定しています。ただし、法人全体の事業計画しかないこともあり、職員が参画することはなく、実施状況を把握する仕組み也没有。職員が運営の一員であるという意識も持ち、園の特長を生かした園作りを計画的に進めていくためにも、職員が参画して事業計画を策定していくことが期待されます。	
	第三者評価結果
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> 法人ホームページに事業計画を掲載し、保護者が確認できるようにしています。年度始めの懇談会で、保育内容や行事予定、保護者に関わる設備改修などについて説明していますが、運営に関わる部分については説明していません。今後の取り組みが期待されます。	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 保育教諭は、日誌やドキュメンテーションを用いて日々、自己の保育の振り返りをしています。毎月のクラスミーティングでクラスの保育実践について振り返りをするほか、行事や係ごとにも振り返りをしています。振り返りの結果は職員会議で報告して共有し、改善につなげています。年度末には、常勤職員は目標管理シートに基づき自己評価をしています。園長は、会議での話し合いや職員の自己評価、保護者アンケートの結果などを取りまとめ、園の自己評価を策定しています。園の自己評価には、年度の課題と取り組み状況、保護者アンケート結果、次年度の課題と改善点が記載されています。第三者評価は定期的に受審し、公表しています。	
	第三者評価結果
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント> 園の自己評価結果や保護者アンケート結果、第三者評価結果は職員会議で共有して話し合い、課題の明確化と具体的な改善策の共有を図っています。自己評価の結果を受けて自然を使った活動の強化を図り、定期的に評価・見直しをするなど改善に向けて取り組んでいます。改善計画として文書化することはしていません。今後の取り組みが期待されます。	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 園長は、毎月の職員会議で園の経営方針や運営状況等について説明し、自らの所信を明確にしています。毎月発行する園だよりに巻頭言を掲載し、自らの役割や責任を表明しています。「園長の責務」および法人の「職能資格等等級制度表」に園長の責務と職務基準を明記し、職員に周知しています。「職能資格等等級制度表」には、園長不在時には、主幹保育教諭が代行することが明記されています。また、緊急時対応マニュアルに、有事における園長不在時の対応が記載されています。	

		第三者評価結果
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 園長は、遵守すべき法令等を十分に理解し、取引事業者や行政関係者等の利害関係者との適正な関係を保持しています。園長は、法人園長会や法人研修、区の園長会、社会福祉協議会の保育福祉部会の研修などに参加し、幅広い分野についての遵守すべき法令などの情報を収集し、職員会議等で職員と共有しています。園内研修で、横浜市の「よりよい保育のために」の動画を用以話し合いをしたり、誤嚥事故防止のためのオンライン研修を皆で受講するなどしています。SDGsについては、ゴミの分別、削減、節水などに取り組んでいます。子どもには自然遊びの中で伝えています。		
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
【12】	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長は、毎日保育の様子を見て回り、子どもや保護者の様子、職員の動きなどを確認しています。また、主幹保育教諭、指導保育教諭は保育に入中で職員の声やクラスの課題を把握し、園長と共有しています。園長は日誌やドキュメンテーション、計画などをチェックして保育の質を確認し、アドバイスや指導をしています。職員会議や乳児・幼児会議などの各種会議や毎日のミーティングにも参加して保育の質の評価・分析をし、人権や「こども大綱」「はじめの100カ月の育ち」などをテーマに取り上げるなど、研修の充実を図っています。		
		第三者評価結果
【13】	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長は、主幹保育教諭、事務と連携して職員の就業状況や有休休暇取得、残業の状況などを把握しています。財務は法人が行い、保育活動に必要な小口の経費は園で管理しています。主幹保育教諭は職員の就業状況を把握してシフトを調整しています。有給休暇取得率が低い職員には声をかけて優先的に取れるようにしたり、半日でも休暇を取れるようにするなど、職員間で協力し合って皆が希望に沿った有給休暇を取得できるように働きかけをしています。業務の優先度に応じて時間配分をしたり、各クラスにタブレット、スマートフォン、USBを支給してICT化を進めたり、文書の書き方の指導をするなど、業務の効率化に向けて取り組んでいます。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
【14】	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> 中期事業計画に福祉人材の確保や育成に向けた方針を明示し、計画的に人材確保・育成に取り組んでいます。職員の募集や採用は法人が中心となって行っていますが、就職説明会に園長が参加して保育の楽しさをアピールしたり、ホームページで園の魅力を積極的に発信するなど、園としても人材確保に努めています。実習生や職業体験の受け入れも積極的に行い、保育の楽しさが伝わるようにプログラムを工夫しています。学生の見学希望があった際には、新卒や同じ学校出身の職員と話ができるようにするなどの配慮もしています。保育士養成校に通学する学生のアルバイトも受け入れています。		
		第三者評価結果
【15】	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> 法人の経営方針、保育の目標・理念・運営方針に期待する職員像を記載するとともに、職能資格等級制度表に階層ごとの職務基準や職員像を明示しています。また、目標管理シートに、職層、職種別の目標や資質向上のための目標とそのための具体的な取り組み、評価基準を記載することで、職員が確認しながら、キャリアアップを図れるようにしています。園長は、定期的に面談を行って、職員の意向を確認し、法人と連携して人事管理をしています。キャリアラダーを導入するなど職員自らが将来の姿を描くことができるような仕組みの構築に向けての取り組みを始めていますが、職員の多様なライフプランに対応した仕組み作りは今後の課題となっています。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
【16】	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<コメント> 労務管理の責任者は園長で、主幹保育教諭と連携し、職員の就業状況や有給休暇取得、残業の状況などを管理しています。職員の家庭の状況や健康状態を把握し、個々の職員の状況に配慮して勤務体制を調整しています。有給休暇取得率が低い職員には声をかけて優先的に取れるように配慮しています。メンタルヘルスチェックを導入して産業医からアドバイスを受ける体制も整えています。福利厚生として退職金積み立てやレクリエーションの補助などを行っています。延長保育や土曜保育の利用が多いことを受け、臨床心理士と面談する機会を作ったり、外部講師を導入して第三者に相談や指導を受けられるようにしたり、職員間で園の強みを話し合いをする機会を作るなど、一部の職員の負担感の改善に向けて様々な取り組みをしています。今後も継続して取り組まれていくことが期待されます。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
【17】	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント> 常勤職員に対しては、目標管理シートを用いて、人材育成をしています。目標管理シートに、職層、職種別の目標と評価基準を記載し、職員が確認できるようにしています。職員は、年度始めに目標設定をし、年度末には達成度の評価をしています。園長は、年2・3回面談を実施し、目標設定と達成度の評価、意向の聞き取りをしています。また、必要に応じて随時面談を実施して、悩みや困りごとを聞き取り、アドバイスをしています。非常勤職員に対しては、年2回面談をしています。園では、中間面接における進捗状況の確認が不十分ととらえていて、目標管理シートにも中間期の欄が設けられていません。今後の取り組みが期待されます。		
		第三者評価結果
【18】	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<コメント> 目標管理シートに階層ごとの期待水準と資質向上のための目標、そのための具体的な取り組みを記載し、職員が自分で確認し、目標達成のための研修を記載し、主体的に資質向上に取り組めるようにしています。園長面談で目標管理シートを確認し、個別研修計画として活用しています。また、法人の教育訓練規定および教育訓練体系に、階層ごとのOJT、外部研修、自己啓発が記載されています。職員は、横浜市や旭区、キャリアアップ研修などに参加しています。外部研修に参加した職員は、研修報告書を作成するとともに、必要に応じて職員会議等で報告しています。また、保護者支援、実技、ICT部会などの法人の部会に希望する職員が参加し、成果を職員会議等で共有し、保育実践に生かしています。子どもの人権や嘔吐処理、救命救急、自然遊びなどの園内研修も実施しています。		
		第三者評価結果
【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<コメント> 職員の技術水準、専門資格の取得状況等を把握し、個別研修計画作成に反映しています。新人職員に対しては、指導保育教諭とクラスリーダーがOJTの中で指導しています。職員は法人の専門委員会や部会に参加し、職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を受けています。常勤職員は、勤務時間内にキャリアアップ研修を受講しています。また、市や区などの外部研修の情報を提供し、希望する職員が受講できるようにしています。職務や役割等に応じて、受講を勧めることもあります。嘔吐処理などの園内研修には、非常勤職員も参加しています。多様な勤務形態の職員がいることもあり、参加が難しいこともありますが、オンライン研修を取り入れることで、非常勤職員でも時間内に受講できるように工夫しています。		
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
【20】	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<コメント> 実習生受け入れの窓口は主幹保育教諭で、マニュアル「実りある実習にするために」に受け入れに関する基本姿勢を明記し、積極的に受け入れています。実習の目的に合わせ、実習生の希望も考慮してプログラムを作成しています。実習時間にノンコンタクトタイムを設けて書類作成の時間を作ったり、カメラを使ったドキュメンテーション（日誌）を園内で作成できるようにするなど、実習を効果的にできるような環境を整えています。毎日、担当した保育教諭と振り返りをし、最終日には園長、主幹保育教諭、担当クラスリーダーで総括をしています。実習指導にあたる保育教諭は、横浜市の実習指導者研修に参加しています。実習中に先生が訪問するなど、学校と連携しています。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> 法人ホームページに理念や基本方針、事業計画、事業報告、決算情報を掲載しています。苦情・相談の体制や内容に基づく改善・対応の状況を園内に掲示するとともに、ホームページにも掲載し公表しています。第三者評価は定期的に受審し、ホームページで公表しています。園の外の掲示板に園の子育て支援の情報を掲示しています。また、旭区役所や子育て支援拠点「ひなたぼっこ」にパンフレットを置いています。毎月地域のコミュニティ新聞「みんなの若葉台」に園庭開放・育児相談・絵本貸し出し等の予定を掲載し、地域に情報提供しています。	
	第三者評価結果
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> 経理規定、運営規程、就業規則などを事務室に設置し、必要な職員がいつでも確認できるようにしています。法人の監事によるチェックを定期的に受けています。小口経費については、法人事務局とダブルチェックをしています。税理士、社会保険労務士、弁護士などの外部の専門家による指導やアドバイスを受け、経営改善に取り組んでいます。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> 園の教育・保育方針、教育・保育姿勢に地域との関わりについて明記しています。玄関に区の窓口や子育て支援拠点「ひなたぼっこ」、地域のお祭りや文化祭などのイベントの紹介、地域のコミュニティ新聞などを置き、保護者に情報提供しています。子どもたちは、地域住民によるボランティア「こども園応援隊」と一緒に園の畑で野菜を育てたり、若葉台公園の「世代間交流花壇」に花を植えたりして、交流しています。地域住民によるお作法の講師やお話ボランティアも受け入れています。地域のお年寄りとの交流会ではコマ回しや凧揚げなどの外遊びを楽しみました。また、地域の子育て広場で園長が講和を行ったり、地域の文化祭に参加して子どもの作品を展示したり、園のブースを出して自然物を使った遊びを保育教諭が紹介するなど、地域住民との交流を積極的に行っています。子どもや家庭の状況に応じて、旭区こども家庭支援課や地域療育センターと連携しています。	
	第三者評価結果
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> 地域の高等学校のインターシップや学生のボランティアを積極的に受け入れています。学生に対しては、「より良い実習にするために」をマニュアルをして用い、オリエンテーションで一日の流れや配慮事項などについて説明しています。終了時には、振り返りを記載してもらっています。「こども園応援隊」や作法の講師、お話ボランティアなどの地域住民のボランティアも積極的に受け入れています。地域ボランティアについては、社会福祉協議会を通しての受け入れとなっています。必要に応じて配慮事項を説明するなどしていますが、園としての登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアル等は作成していないので、今後は文書化していくことが期待されます。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 旭区役所や警察署、消防署、近隣の医療機関、地域ケアプラザ等の地域の関係機関のリストがあり、事務室に設置し職員がいつでも確認できるようにしています。旭区こども家庭支援課や地域療育センターなどの関係機関とは、定期的に情報交換し、連携しています。情報は職員会議等で職員に周知しています。旭区園長会、北部エリア交流会などの各種会議に参加し、子育て支援イベントに参加するなど地域の課題解決に向けて協働して取り組んでいます。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、旭区こども家庭支援課や横浜市西部児童相談所などと連携し、必要に応じて要保護児童地域連絡協議会に参加するなどして支援しています。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果
【26】Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント> 園長は旭区園長会や北部エリア交流会などに参加し、地域の情報を得ています。必要に応じて自治会の会議や地域防災拠点会議などに参加するほか、自治会長や民生委員、若葉台まちづくりセンターや地域の子育て広場などの関わりの中からも地域の情報を得ています。地域子育て支援として園庭開放や交流保育、育児講座などを実施し、参加者の相談にのっています。	
	第三者評価結果
【27】Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント> 全体的な計画に「地域への支援」を記載し、計画的に園庭開放や交流保育、育児講座などの子育て支援事業を実施しています。また、地域のお祭りや文化祭に参加したり、旭区の子育て支援イベント「あさひ子育てマルシェ」に職員が参加したり、地域のNPO法人が運営する子育て広場で園長が講和をするなどしています。若葉台まちづくりセンターと横浜創英大学との地域大学連携協定に協力し、子どもを対象としたイベント「つくってあそぼう！」に子どもたちが参加したり、地域の創作和太鼓集団の演奏会を実施するなど地域と連携して町の活性化や課題解決に向けて取り組んでいます。AEDを設置し、地域住民にも提供した実績があります。また、必要に応じて地域防災拠点会議に参加するほか、備蓄を多めにして非常時にはお互いに協力し合う関係を作っています。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> 保育理念、教育・保育方針、保育姿勢等に子どもの人権尊重を明記しています。職員会議では倫理規程の読み合わせを行い、分からない言葉等のチェックを行い、倫理規程の理解に努めています。職員は言葉の使い方についてのロールプレイ等の研修を行い子どもを尊重した保育に努めています。 保育教諭は、色や遊びなどで性差による先入観を持たないことを意識して保育にあたっています。幼児クラスになるとプライベートゾーンの話をし、着替え時にはパーテーションを使い男女の区別があることを説明しています。宗教食の提供を行ったり、外国の文化や習慣の違いなど、子どもたちには色々な国や文化があることを伝えています。	
	第三者評価結果
【29】Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<コメント> 生命の安全教育等を通じて子どものプライバシーの尊重を周知しています。また、横浜市の提供する保育に関するDVDを見てプライバシーの研修を行っています。マニュアルとしての記載はありませんが、シャワー活動を性別で分けたり、着替えにパーテーション使う、おむつ交換時には1対1にならない、水遊びが始まる前には絵本や紙芝居を通してプライベートゾーンの説明を行うなどを行っています。また、毎日発信するドキュメンテーションでも、子どもの肌の露出や肌着が映り込まないように留意しています。現在実施していることをマニュアルとして記載し、職員の意識の統一を図ることが望まれます。 保護者に対しては、交流会等を通して、プライベートゾーンやパーテーションについての説明を行い、保護者の理解を求めています。	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
【30】Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> パンフレット、法人ホームページに保育方針、保育内容、園の一日や行事などを掲載しています。明るい色調で写真やイラストを多用し、イメージしやすいように工夫しています。パンフレットを地域ケアプラザ、旭区役所等に置き多くの人が入手できるようにしています。 園見学は随時対応しています。保護者からの問い合わせ後、日程の調整を行い、双方にとって都合の良い日に決めています。見学はパンフレットを基に主幹保育教諭が対応し、入園対象年齢のクラスを重点的に見学できるようにしています。パンフレットは必要に応じて、見直しを行っています。	

	第三者評価結果
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント> 入園説明会、年度末の懇談会で園のしおり（重要事項説明書）を用いて保育理念や方針、保育内容、料金、緊急時の対応などについて説明し、保護者の質問に答えて同意書に署名・捺印してもらっています。重要事項に変更がある場合には、変更点を赤字で明記し、分かりやすくしています。外国籍など配慮が必要な保護者には、個別に説明をするとともに説明時間帯を他の保護者とずらして設定するなどしています。場合によっては旭区役所の職員も同席するなど丁寧な対応を行っています。丁寧な対応を行っていますが、ルール化はされていません。年度途中に変更があった場合には、保育アプリを使用して周知を図り、必要に応じて同意書名をもらっています。	
	第三者評価結果
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> 途中転園する、一号認定の子どもに対しては保護者に転園先を確認し必要に応じて学籍簿を送ったり、送ってもらったりしています。二号、三号認定の子どもに対しては、引継ぎ文書などはありませんが、必要に応じて保護者の許可を取り、情報を伝えています。卒園生に対しては、保育最終日や卒園式の時に、「連絡してね」と声をかけています。卒園後等の相談に関する文書はありませんが、園長、元の担任、主幹保育教諭などが相談に応じています。	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	第三者評価結果
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 日常の保育の中で、保育教諭は、子どもの表情や言葉、反応などから子どもの満足度を把握し、週案、月案に生かしています。保護者の意向、満足度は、行事後や保育参加後、年度末のアンケート、朝夕の会話、連絡ノートなどから把握しています。保護者懇談会、個別面談でも保護者の意見を聞き取っています。保護者から寄せられた意見は、職員会議で検討し、次年度の行事などに反映しています。懇談会、保護者のアンケートや声から、雨天の時には運動会を延期せずに当日に体育館で行う、トイレのドアや園周りの柵を暖かい色に塗り替える、などしています。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント> 相談・苦情解決責任者は園長、受け付け責任者は主幹保育教諭で、第三者委員2名を設置しています。苦情解決体制を重要事項説明書に記載するとともに、玄関、廊下、保育室に掲示し、入園時に保護者に説明しています。意見箱を1、2階に設置しています。苦情の内容、経過、結果を苦情受付簿に記録しています。苦情に関しては、複数人で迅速に対応することになっています。苦情内容および解決の結果は、全体に関する事柄であれば、園だより、懇談会で、個人に関する事柄であれば個人にフィードバックしています。保護者からの苦情で、行事の予定などを早めに知らせる手紙を出すように変更しています。	
	第三者評価結果
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント> 第三者委員2名の氏名と連絡先を重要事項説明書に記載するとともに掲示し、保護者が直接申し立てることができるようにしています。外部の相談窓口として、かながわ福祉サービス運営適正化委員会と横浜市福祉調整委員会を紹介しています。意見箱や連絡ノート、保護者アンケート、送迎時の会話など、保護者が意見を言える機会を複数設けています。保護者からの相談にはいつでも対応し、必要に応じて個別面談を設定し、事務室で落ち着いて相談できるようにしています。事務室で相談中にはドアに相談中の札をかけたり、時間帯に応じてカーテンをひくなどして、相談者が落ち着いて相談できるようにしています。	

		第三者評価結果
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント> 保育教諭を始めとして全職員は、朝夕の送迎時には保護者とコミュニケーションを取り、保護者が相談しやすい雰囲気作りをしています。保護者から相談等を受けた保育教諭は、ミーティングノートに記録し、職員に周知するとともに検討会を行ったり、個別面談を行ったりして面談記録の作成をしています。相談等に関しては、即答、一人対応を行わず、組織対応をすることになっています。検討に時間がかかる場合には、その事を伝えています。相談等の解決に関するフローチャートがあり、必要に応じて見直しをしています。		
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> リスクマネジメントの責任者は園長で、危機管理、安全対策・事故対応などの安全管理マニュアルを整備しています。リスク毎に対応する職員配置を行い管理職、クラス職員が協力して対応するようになっています。園内でおきたヒヤリハット事例の集計を主幹保育教諭が行い園長、主幹保育教諭、看護師、栄養士、クラス担当で検討会を開き、振り返りを行うとともに改善策、対応策を考えています。改善策はミーティングで全職員に周知を行っています。他園で起きた事例はミーティングノートや保育アプリで共有し、注意喚起しています。		
		第三者評価結果
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症対策の責任者を園長、実施責任者を看護師として、「保育所における感染症対策ガイドライン」、「学校保健法」に則り、感染症対応マニュアル・衛生管理マニュアルを策定し、衛生管理者（看護師）を中心に衛生管理に取り組んでいます。嘔吐処理研修、救急救命研修、AED研修を毎年行うなど、感染症の対応や対策をしています。感染症が流行り始めた時には、消毒液の濃度を上げたり、消毒頻度を増やしています。保護者に対しては入園時に登園停止基準や感染症の対応について説明しています。感染症が発症した時には保育アプリから、感染症名、発生クラス名、人数等を随時配信しています。		
		第三者評価結果
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント> 園長を責任者とした自衛消防組織図を作成しています。災害時の職員の安全、公共交通機関の不通などを考慮して、担当や役割を明記しています。年間避難訓練計画を作成し、火事や地震等を想定した訓練を毎月実施しています。訓練ではアレルギー児はビブスを着用して、災害時の食事の事故が起こらないよう配慮しています。年に1回、保護者による引き取り訓練を行っています。訓練では、一斉メール配信、保護者の既読確認、お迎え時に避難引き取り等を行っています。園では、3日分の備蓄を行い備蓄品（食品）の管理者は栄養士、備品（ガスコンロ、防寒シート等）の管理者は主幹保育教諭となっています。災害発生時の安全確保のための計画は作成されていますが、保育を継続するための復興計画（BCP）の作成が望まれます。		

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<コメント> 幼保連携型認定こども園教育保育要領をもとに、園独自のマニュアルや手順書を作成しています。子どもの人権については倫理規程に記載しています。マニュアルは職員会議で周知するとともに、必要に応じてクラスに掲示し、職員がいつでも確認できるようにしています。園は、一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添うことを大切にしてい、子どもの意向や発達、状況に合わせて職員間で話し合い、個別に対応していて、保育実践は画一的なものとはなっていません。 子どものプライバシー保護については、生命の安全教育を実施するほか、ドキュメンテーション作成時など保育の様々な場面で徹底しています。ただし、マニュアル等への記載はないので、職員の意識統一のためにも文書化していくことが期待されます。		

		第三者評価結果
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<コメント> 感染症マニュアルなどの法人作成のマニュアルは、毎年法人で見直しをしています。園独自のマニュアルについては、毎年職員会議で見直しをしています。また、指導計画作成時などに保育の中で齟齬が出た時に会議等で話し合い随時マニュアルを変更しています。トイレトレーニングを行う際の着替え場所を設置して、マニュアルを変更したなどの事例があります。見直しにあたっては、保護者の声も反映しています。なお、マニュアルによっては日付が記載されてなく見直したか確認できないものがありましたので、作成日および見直しした日を記載していくことが期待されます。		
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<コメント> 指導計画の作成責任者は園長で、全体的な計画に基づき、年間指導計画、月案、週案を作成しています。乳児および障がいなど特別な課題がある子どもには個別指導計画を作成しています。子どもの個々の状況は、家庭状況票の情報を基に日常の保育を通じて発達の状況を把握して記録し、クラスミーティングで話し合い、計画を作成しています。計画作成にあたっては、看護師や栄養士など専門職の意見も反映しています。また、地域療育センター、民間の児童発達支援事業所、西部児童相談所などの関係機関の意見も反映しています。法人の臨床心理士と連携することもあります。作成された指導計画は、職員会議で報告するとともに、タブレット上で全職員で共有しています。		
		第三者評価結果
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント> 指導計画については、年間指導計画は四半期ごと、月案と個別指導計画は毎月、週案は毎週見直しています。指導計画の見直しは毎月のクラスミーティングで子どもの姿について振り返りを行って見直しをし、職員会議で子どもの状況や対応等について情報共有しています。作成した指導計画は、指導保育教諭と園長が確認しています。子どもや保護者の状況に変化があった場合には、都度関係する職員でケース会議を実施して共有し、対応の見直しをしています。園の特徴である自然遊びについては毎月テーマを設定し、指導計画の作成に生かしています。障がいなど個別支援を必要とする子どもについては、保護者と面談をして意向を確認しています。		
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<コメント> 子どもの生育歴や家庭の状況を家庭状況票等に記載するとともに、入園後の子どもの成長・発達の様子を経過記録等に記録して管理しています。面談時等で把握した保護者の意向も記録し、職員間で随時確認できるようにしています。記録の記載方法については、職員会議や幼児・乳児会議、ケース会議等で指導するほか、指導保育教諭が個別に指導やアドバイスをしています。毎日のミーティングや定例の各種会議、会議録、ミーティングノート、口頭での申し送りなど、複数の方法を用いて情報共有に努めています。また、保育アプリを導入し、各クラスにタブレットを設置し情報共有を図っています。ただし、様々な働き方の職員もいることもあり、園では情報共有を課題ととらえていて、さらなる伝達の工夫が必要ととらえています。		
		第三者評価結果
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント> 個人情報の収集、管理、廃棄、開示、漏えい時の対応などについて記載した個人情報管理規程を整備しています。記録管理の責任者は園長で、個人情報に関わる書類やタブレット、USBなどは施錠できるキャビネットに保管し、外部への持ち出しを禁止しています。職員の行動規範に個人情報保護について記載し、入職時に説明し、誓約書を取るとともに、毎年、個人情報の取り扱いについて職員に確認しています。園では、室内のフルネーム表記を廃止したり、ドキュメンテーションなど写真への映り込みがないようにチェックするなど、個人情報への配慮を徹底しています。保護者に対しては、重要事項説明書に記載し、入園時に説明し、同意書を得ています。ドキュメンテーション導入時にも写真撮影に関する承諾書を取っています。行事前には、保護者にSNSに掲載しないようお願いしています。		

<別紙2-2（内容評価 保育所版）>

A-1 保育内容

A-1-（1） 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-（1）-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じた全体的な計画を作成している。	a
<コメント> 全体的な計画は児童憲章、保育所保育指針、法人の運営方針、経営理念などの趣旨を踏まえ、園の保育の理念と合わせて、子どもの最善の利益を第一義に作成しています。前年度1年間の運用を経て、園長、保育教諭、栄養士、看護師等の職員が行った振り返り、自己評価を基に見直しするもの、継続するものを職員会議で話し合い園独自の全体的な計画作成しています。全体的な計画は、子どもの発達過程、家庭状況、自然環境に恵まれている、地域との関わり、延長保育・休日保育へのニーズなどの点を考慮し、保育方針にある「恵まれた自然を生かし体験を広げる」「食を育む力の基礎作りをする」長時間保育への対応などの子育て支援が盛り込まれています。全体的な計画を基に看護師による保健計画、管理栄養士による食育計画も作成されています。	
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-（2）-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> 保育室にはエアコン、空気清浄機、加湿器を設置しています。保育室の窓は大きく陽光を取り入れることができます。窓は常に開放し、園内の感染症予防に努めています。また、学校保健法により、環境検査として照度検査と空調検査を行い、室内が一定の基準に保たれていることを確認しています。掃除マニュアル、掃除チェック表を用い、毎日の清掃を行うとともに看護師の指示で消毒を行っています。特に感染症発生時には消毒薬の濃度を上げ、玩具や備品の消毒を頻繁に行い施設内の衛生管理に努めています。施設内は、子どもを見守りやすい位置に家具や遊具を配置しています。また、季節に応じてロッカーの向きを変えたり、テーブルを畳んだり、トイレトレーニング用に子どもが立つスペースを作りだすなど、子どもの遊びや成長に合わせて室内の家具の配置を変え、子どもが安心して園での生活が行えるようにしています。幼児クラスにはホールや廊下を利用して陽だまりコーナー（畳敷きのクールダウン場所）を設け、子どもが静かに落ち着いてくつろぐことができるようにしています。	
	第三者評価結果
A-1-（2）-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 入園時の提出書類、面談シート（入園面談）から子どもの家庭環境、生育歴等を把握しています。面談には、必要に応じて看護師、栄養士が順次同席するなど、保護者が安心して相談できるような配慮を行っています。会議等を通して職員全員で子ども一人ひとりの状況を把握して保育にあたっています。入園後は毎日書かれる保育日誌、クラス会議、ミーティングノート等で子どもの様子や家庭の状況を把握し一人ひとりの子どもを把握し子どもに合わせた保育を行うようにしています。表現する力が十分でない子どもに対しては、「〇〇したいの？」などの前向きな声掛けをして関わったり、指差しや視線から、子どもの気持ちを汲み取るなどして、子どもが安心して子ども自身が動くことができる雰囲気を作っています。保育にあたって職員が連携してチームで保育を行い、保育教諭の早めの交代を行うなど保育教諭の心の安定を図り、子どもに対して穏やかな保育ができるよう努めています。配慮の必要な子どもに対してのドキュメンテーションを作成し職員の対応方法を明確にし、統一性を保っています。	
	第三者評価結果
A-1-（2）-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント> 年間指導計画、月間指導計画には年齢、発達に合わせて必要とする生活習慣の習得内容を記載しています。食事、排泄、睡眠等乳児の基本的な生活習慣は、一人ひとりの子どもの状況・発達に合わせて個別指導計画の中に落とし込んでいます。年齢の発達に合わせた生活習慣を作るため、園での生活リズムを整え子どもが、生活習慣を身につけやすくしています。活動の切り替え前にトイレに行く、おなかをすかせた状態で食べるなど、活動の前段階を大切にして、生活リズムの積み重ねを行っています。また、トイレトレーニングをするにあたり、トイレ脇で子どもが立って待てるスペースを作るなど、施設面での工夫も行い、子どもが生活習慣を身につけやすいようにしています。衣服の着脱については、子どものできない部分を手伝い、見守ることで、子どものできる事を増やしています。保護者には着脱のしやすい服、年齢に合わせた服についての説明を行い、子どもが自分でできたと感じることができるよう、協力を求めています。必要に応じて、看護師や栄養士から生活習慣の大切さを説明して、子どもの理解が進むようにしています。	

		第三者評価結果
A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。		a
<コメント> 0,1クラスでは、保育室を3つに分け、コーナーを作っています。年齢によって異なる大きさのブロックや手づくりの人形、ままごと道具、木製レールなどを用意し子どもが自主的・自発的に玩具を手にとれるようにしています。子どもの興味に合わせた遊びを取り入れ、マットレスを山に見立てて車を走らせたり、ままごとをするなど子どもが好きなことをして遊べるようにしています。 3～5歳児クラスでは教育活動を外部講師と一緒に実施しています。園のテーマになっている、自然を生かした体験（花を使って色水を作ったり、虫を探したり、斜面を走り下りたり、落ち葉を集めたり、四季の寒暖を感じるなどの自然あそび）を筆頭に造形あそび、運動あそび、音楽あそび、英語あそびなど、子どもが楽しんで行える教育活動を行い、子どもが様々な表現活動が体験できるようにしています。 園では地域との関わりを大切にし、外部からのボランティア等の受け入れを多く行ったり、幼児交流デイへの参加を行い地域の人々と接する機会と社会体験の機会を作っています。		
		第三者評価結果
A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a
<コメント> 保育室を3つに分け、畳スペースと床スペースからなっています。床スペースでは食事をを行い、午睡は畳スペースで行っています。緩やかな担当制保育を実施し子どもとの愛着関係を築けるようにしています。保育教諭は「上手だね」「大丈夫だよ」「これに入れる？」など常に子どもに話しかけたり、子どもが抱っこを求める時には抱っこをしたり、様子を見て午前寝を取り入れたり、個々に合わせた生活をし、子どもが安心して園での生活が送れるようにしています。保育教諭同士で常に声を掛け合い子どもの安全を守っています。 送迎時の言葉がけや連絡ノート、ドキュメンテーション、懇談会、個人面談などのやりとりで保護者に子どもの日々の様子、離乳食、食具などについて伝えるとともに保護者の思いを聞くようにして、家庭との連携を密にしています。得られた情報は職員間で共有するとともに必要に応じて面談に繋がっています。		
		第三者評価結果
A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a
<コメント> 3歳児未満の保育において、個別指導計画を基に一人ひとりの発達段階を話し合い、それぞれに合う保育を進めるようにしています。子どもの好きな木製レール、ままごと、ブロック、車などを低い棚の中に置き、子どもが自由に手に取って遊べる環境を作っています。また、保育教諭は自我の芽生え始めた子どもたち同士のトラブルを未然に防ぐため、子ども同士の距離感を大切に、言葉での仲介を図っています。子どもの考えや思いが出やすい言葉がけを行い、それぞれの思いを引き出しています。相手にも思いがあることを知ることができるよう、優しく説明し、自我の育ちを促すとともに友だちとの関わりが上手できるように手助けをしています。園庭に遊びに行く時には、年長児が靴の着脱を手助けしたり、声掛けしたりと日ごろから様々な年齢の子どもとの関わりが持っています。 保護者とは連絡ノートの交換やドキュメンテーションの配信を行い、子どもの様子を伝えています。送迎時には、その日のエピソードなどを伝えるとともに気になる事柄がある場合には個人面談に繋がっています。		
		第三者評価結果
A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a
<コメント> 子どもたちは各年齢の保育室で遊んでいますが、2階の幼児フロアで連携して、子どもがやりたい遊びを選んだり、過ごしやすい場所で過ごすことができるようにしています。異年齢交流時には、活動毎の部屋を作り、好きな部屋（活動）を自分で選べるようにしています。3歳児クラスでは、子どもたちが気に入っている運動遊びの「忍者に変身」が運動会の種目として取り上げられています。4歳児クラスは転がしドッチボールなどルールのあるゲームを行い、ルールを守って集団で一つのゲームをすることができるようにしています。5歳児クラスでは、ソーラン節、荒馬等みんなで力を合わせて一つの物を完成させ活動を行っています。5歳児のみ踊る荒馬では、3月に5歳児が4歳児に引継ぎの会を行い、4歳児が「年長さんになった」ことを実感できるようにしています。3～5歳児のクラスでは、子どもたちの作った作品を金曜日まで取り置きする場所が用意されていますが、最近は写真に撮って保管をするようにしています。小学校の教諭が保育参観に来たり、卒園時には対面で引継ぎを行うなど、園の様子や子どもの様子を伝えています。また、文化祭や地域の方のボランティア活動を通して地域の方々にも子どもたちが成長していく様子を伝えています。		

		第三者評価結果
【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a
<コメント>		
園につながるスロープ、障がい者用トイレが設置され、障がいのある子どもも安心して過ごすことができるようになっていきます。障がいのある子どもに対して、看護師、法人の臨床心理士、各地域療育センターの医師の助言を取り入れて、月間指導計画を作成し、子どもの状態を見ながら週、月ごとに評価を行っています。 保護者との面談を年4～6回を行い、保護者の状況、意向を確認し、指導計画のすり合わせをしています。また、保護者の同意を得て、個別の連絡帳を作成し、園との信頼関係の構築しています。ひだまり（クールダウン場所）を設けたり、子どもの気持ちを言葉で代弁し、子ども同士の関わりが成り立つように支援しています。 職員は子どもの状況や療育機関等のアドバイスを共有しこまめに声がけを行ったり、見守ったりして、子どもが安心して過ごせるよう配慮しています。職員はキャリアアップ講習、発達でこぼこ部会（法人）、発達を学ぶ等の研修に参加し、子どもに必要な知識や情報を得ています。		
		第三者評価結果
【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		b
<コメント>		
月間指導計画の長時間にわたる保育欄に、子どもの家庭状況に配慮した長時間保育の内容を組み込んでいます。延長保育を利用する子どもが多い状況に合わせて、各種計画の基本となる全体的な計画にも長時間保育に関する記載が望まれます。 朝夕の延長職員（専属の職員）との情報共有ができるように引き継ぎ簿を活用し、保護者に子どものその日の活動、遊びの様子等の情報が伝わるようにし、子どもが園と家庭で安心してゆったりと過ごすことができるようにしています。ケガ、気になることがある場合には翌朝確認することになっています。 地域の特性として、延長保育を利用する家庭が多いため、昼食のみでなく、夕食も完全手作りで提供し、0歳児のための離乳食にも対応しています。朝夕の保育時間には異年齢保育になっています。子どもの状況に応じて、静かに過ごせるようにしたり、本人が好きな場所で眠るなどして、保育活動に元気に参加できるようにしています。夕方の保育では、コーナー遊びなどでブロックを作ったり、本を読んだり、静かに過ごす子どもとホールを使って元気に走り回る子どもに分かれて遊ぶこともあります。		
		第三者評価結果
【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		a
<コメント>		
アプローチカリキュラムを作成し、就学に向けて準備を行っています。職員は接続期研修プログラムに参加し子どもがスムーズに小学校への移項ができるよう配慮しています。園では、子どもが小学校の給食をイメージできるよう年長児の後半に紙パック牛乳を給食で提供したり、ポケットでのハンカチ・ティッシュの管理等のことを行っています。また、近隣の保育園と行う北部エリア5歳児交流に参加したり、小学校探検を行うなど年長児が同じ学校に通う子どもを知ったり、小学校の様子を見て、小学校の生活がスムーズに送れるよう支援しています。小学校からは児童支援専任教諭が保育参観を行ったり、1年生の保護者向けの秋祭り発表会に招待されたりしています。 園では、年長児の就学時健診後に保護者との個別面談を行い、疑問や悩みを聞きとり、相談にのったり不安の解消に努めています。5歳児担任が作成した幼保連携型認定こども園園児指導要録は園長の確認を受け、小学校に郵送しています。		
A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。		a
<コメント>		
学校保健計画と健康管理に関するマニュアルを作成しており、看護師が中心となって健康管理をしています。看護師は朝と午睡後に全クラスを周り、子どもの健康状態を確認しています。保育中の体調悪化には、保護者に連絡し相談の上、お迎え時まで産休明け室や事務室のカーテン付きベッドで、個別に見守りながら休ませています。既往症や予防接種等の健康情報は、入園時に健康台帳に記入してもらっています。入園後は、保護者に毎日の連絡帳ノートに記入してもらったとともに、年度末の保護者会で母子手帳から健康台帳に書き写してもらっています。毎月の保健だよりと園だよりの中で保健行事や方針を保護者に伝え、感染症情報は毎日玄関に掲示しています。 乳幼児突然死症候群（SIDS）に対しては、1歳までは5分、2歳までは10分に1度プレスチェックし記録しています。特にリスクの高い生後6ヶ月までは体動センサーと目視のダブルチェックをしています。0、1歳クラスの布団庫には職員への注意喚起を掲示しています。保護者には、うつぶせ寝禁止の理由やリスク因子にまで触れた文書を配布し、強化月間には掲示もして質問に答えられる体制を取っています。		

		第三者評価結果
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		a
<コメント> その他の全園児は月1回身体測定、年2回健康診断（生後89日までは毎月健康診断）、歯科健診、視聴覚検査、尿検査を行っています。結果は、看護師、担任を中心として職員で共有し、保護者へは配信アプリで伝えています。保護者には、健診前に医師への質問票を記入してもらっています。質問に対する答えや受診の必要な場合には、口頭で伝え、その後の受診状況や経過も把握しています。 健診結果を受けて看護師が、虫歯対策として絵本や大きな歯形模型、歯ブラシを使用して歯みがき指導をしています。皮膚疾患対策として保護者に同意書を提出して貰った上で、予防的スキンケアを行っています。衛生的なケア方法の統一をはかる為に看護師がドキュメンテーションを作成し、職員に指導、保護者には掲示もしています。		
		第三者評価結果
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		a
<コメント> 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに沿って園独自のアレルギー対応マニュアルを作成し、アレルギー児に対応しています。アレルギー疾患のある子どもには、医師記載の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出してもらい、全職員で共有しています。保護者からは月1回献立に対する同意書をもらっています。 アレルギー児への食事の提供は最初に配膳し、別テーブル、色トレイ、名前付きとなっています。また、提供するまでに、給食室、クラス等で声出しトリプルチェックを行い、誤提供を行わないよう努めています。食物アレルギーの研修には、担当クラスにアレルギー疾患の子どもがいる職員を優先的に研修が受けられるようにしています。今年度は8名受講しています。受講した内容はクラス会議、ミーティング等で全員で共有しています。保護者からは年に1度除去食確認同意書の提出を受けています。宗教食（豚肉不可）の提供もあることから、子どもには食物アレルギーも含めて、年齢に応じた説明を行い理解できるようにしています。		
A-1-(4) 食事		第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
<コメント> 全体的な計画の「食を営む力の基礎」欄を基に各年齢の年間食育計画を栄養士と保育教諭が話し合って作成しています。食育をするにあたって、子どもが苦手なものも食べることができるよう、切り方や塩の量、提供方法を変えるなどの工夫をしたり、大根、白菜等の野菜の収穫手伝いやそら豆の皮むき、クッキング、みそ汁の出汁（キノコ、カツオ、昆布等）のあてっこ、歌や手あそびに野菜を取り入れるなど年齢に合わせた支援を行うとともに保育との関連性をもたせ、様々な形で子どもが食に興味を持てるようにしています。 イベント時にはホールや園庭で異年齢が集まって食事をすることもあり、行事をみんなで楽しむことができるようにしています。年齢にあった食具を用意しています。0～2歳児までは「握りのスプーン」を使っていますが、2,3歳になって、スプーンの下手持ちができるようになったら、箸に移行しています。保護者には、保育参加時に給食の試食をしてもらったり、レシピの配布を行うなど、保護者も食への関心をが持てるようにしています。		
		第三者評価結果
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		a
<コメント> 献立は山百合会の7園の栄養士が意見を出し合い献立の作成をしています。できる限り、国産素材に拘り、季節の食材を使用した、安全で栄養バランスの良い給食作りを目指しています。今年度の給食のテーマは「日本」で郷土食を提供しています。 栄養士は子どもに日本地図を見せながら料理のいわれや簡単な作り方などを説明し、子どもの食への知識や興味が広がるようにしています。職員は巡回や給食会議等で子どもの好き嫌いは把握していますが、「一口だけ食べる？」「一回だけ食べる？」などと話しかけ、子どもが少しでも食べてみようという気を引き出すようにしています。給食は定量配膳を行い、子どもと相談して減らしたり、お代わりを提供しています。残食の多かった中華丼では、ご飯と八宝菜に分けて提供し、残食を減らしています。園として対応できる範囲の宗教食（豚禁）にも対応しています。給食室には衛生管理マニュアル、衛生チェック表を掲示し給食室内の衛生管理を適切に行っています。		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携		第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
<コメント> 連絡帳や保育アプリがあり、家庭での食事、排泄の様子、子どもの家での様子などを保護者と情報交換を行っています。園では全てのクラスでドキュメンテーションを作成し、保護者へ発信しています。発信は学年毎のため、園の玄関には全クラスのドキュメンテーションを掲示し保護者が他のクラスの様子も見ることができるようにしています。保護者は年齢に応じた発達や子どもの今を見ることができるようになっています。毎日配信しているドキュメンテーションや園だよりに保育のねらいを記載し、園が行っている保育を保護者に分かりやすくしています。また、各クラスホワイトボードには週案を記載し、子どもと保護者が見通しをもって生活できるようにしています。面談や子どもの送迎時に保護者から得た情報は必要に応じてミーティングノートに付箋を貼り付け、全職員が共有できるようにしています。また、クラスノートや引継ぎ簿に記載し記録として残しています。		

A-2-(2) 保護者等の支援		第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
<コメント> 送迎時のコミュニケーションを大切にし、保護者に声をかけ色々な話が聞き出せるようにしています。保護者からの相談事は面談の機会を設け複数で対応し、園全体で相談内容に取り組むようにしています。相談内容は、個人面談記録を作成するとともにミーティングノートに記載し全職員で共有するようにしています。開園時間内は管理職の職員が在園するようにシフトを組み、保護者からの話を職員が一人で受けることがないようにしています。可能な限り対応していますが、夜遅い時の相談に対しては、保留にし翌日、園長対応として扱っています。相談内容が離乳食、食事については、栄養士、保育教諭と一緒に相談にのっています。摂食確認、食材の試し方などについて丁寧に説明し、保護者が安心して子育てができるように支援しています。また、園では親子交流会、個別面談、懇談会、保育参加等の機会を設け、保護者から話を聞いたり、保護者同士を取り持つなど保護者が安心して話せる環境が構築できるよう努めています。		
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a
<コメント> 虐待に関するマニュアルがあり、虐待の定義、発見の仕方、保護者、子どもの支援方法、緊急時の対応などが記載されています。職員はマニュアルに沿って研修を受けると共に横浜市や区の作成した、「より良い保育のためのチェックリスト」、人権研修「保育所における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の動画を全員が視聴し、家庭で行われる虐待の発見、対応について学んでいます。マニュアルに沿って、着替え時には、全身をチェックし、ケガの有無、肌状態などを確認するとともに、送迎時の保護者の様子や保育中の子どもの様子に疑問を感じた場合などには、園長や他の職員に伝え、対応方法の指示を仰いだり、確認を一緒に行ったりしています。 横浜市西部児童相談所、旭区こども家庭支援課子どもの権利擁護担当、警察等との協力について職員が共有できるようになっています。園長は横浜市の児童相談所との窓口になっており、必要に応じて連絡を取り、情報を共有したり、助言をもらったりしています。情報はその都度担当職員に知らせると共に別ファイルを作成し、一人ひとりの子どもの様子を分かりやすくしています。		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		a
<コメント> 年間指導計画、月間指導計画、毎日の保育、食育計画、教育活動後の講師との振り返りなど保育教諭、園長などすべての職員が参加して自己評価を行い、次の計画に反映させています。日々の子どもの姿や保育教諭の関わりなどを記載しねらいに沿って保育が実施されているかを確認しています。ねらい、テーマは各計画、各月、各行事に設定され、園だよりにより詳細を記載しています。各計画、保育日誌には子どもの様子が書かれ、計画がねらいに沿って実施されるための配慮事項につながっています。年1回行われる職員の目標管理シートを基に職員自身の自己評価を行うとともに、保育所全体の保育実践の自己評価に繋げています。職員の自己評価は、職員としてのモラル、園運営の関わり、チームワーク、保育教育の方法等の項目があり、資質向上のための具体的な取り組みを行うことができるようにしています。		

利用者（園児）家族アンケート 分析

- 1、実施期間 2024 年 11 月 25 日～12 月 6 日
- 2、実施方法 ①保育園から全園児の保護者に直接配付（手渡し）し、回答を依頼。
②各保護者より、保育園設置の鍵付き回収箱に入れる、または返信用封筒で
評価機関にあてて無記名で返送。
- 3、回収率 47.9 % （73 枚配付、35 枚回収）
- 4、所属クラス 0 歳児クラス…6 人、1 歳児クラス…8 人、2 歳児クラス…5 人、3 歳児クラス…7 人、
4 歳児クラス…7 人、5 歳児クラス…2 人

※1 文中の「満足」「満足度」は、「満足」・「どちらかといえば満足」の回答を合計した数値、
「不満」は、「不満」・「どちらかといえば不満」の回答を合計した数値です。

※2 アンケートの回収率が50%に届いていないため、全体的なご意見とはなっていません。

○園の保育目標、保育方針を「よく知っている」「まあ知っている」と答えた保護者の割合は合わせて 80.0%
で、その中の「賛同できる」「まあ賛同できる」に答えた方は 96.4%でした。

○満足度の割合が高かった項目（上位 3 位）は以下のとおりです。

- ・問 2（入園児の状況）「こども園での 1 日の過ごし方についての説明」、問 5（園の快適さや安全対策）「感染症の発生状況や注意事項などの情報提供について」が 100.0%です。
- ・問 2「入園時の面接などで、お子さんの様子や生育歴などを聞く対応について」、問 4（日常の保育内容）
「給食の献立内容について」「子どもが戸外遊びを十分しているか」などの 4 項目、問 5「お子さんが落ち
ち着いて過ごせる雰囲気になっているか」、問 7（職員の対応）「あなたのお子さんがこども園での生活
を楽しんでいるか」の計 7 項目が 97.1%です。
- ・問 2「費用やきまりに関する説明について」、問 4「基本的生活習慣（衣類の着脱、手洗いなど）の自立
に向けての取り組み」「お子さんの体調への気配りについて」など 5 項目、問 6（園と保護者との連携・
交流）「園の行事の開催日や時間帯への配慮について」などの 2 項目、計 8 項目が 94.3%です。

○一方、不満の割合があったのは、問 6「送り迎えの際のお子さんの様子に関する情報交換について」17.1%
など 10 項目です。

○総合的な満足度は、「満足」65.7%と「どちらかと言えば満足」22.9%を合わせて 88.6%となっています。

○自由意見欄には、「園全体の雰囲気がとても良い」「いつもたくさんの経験をさせてくれ感謝している」
「先生方が愛情を持って見守ってくれてありがたい」など感謝の声が多くある一方、不審者対策や年間の
計画に関するご意見がありました。

利用者（園児）家族アンケート集計結果

実施期間：2024年11月25日～12月6日

回収率：47.9%（回収35枚／配付73枚）

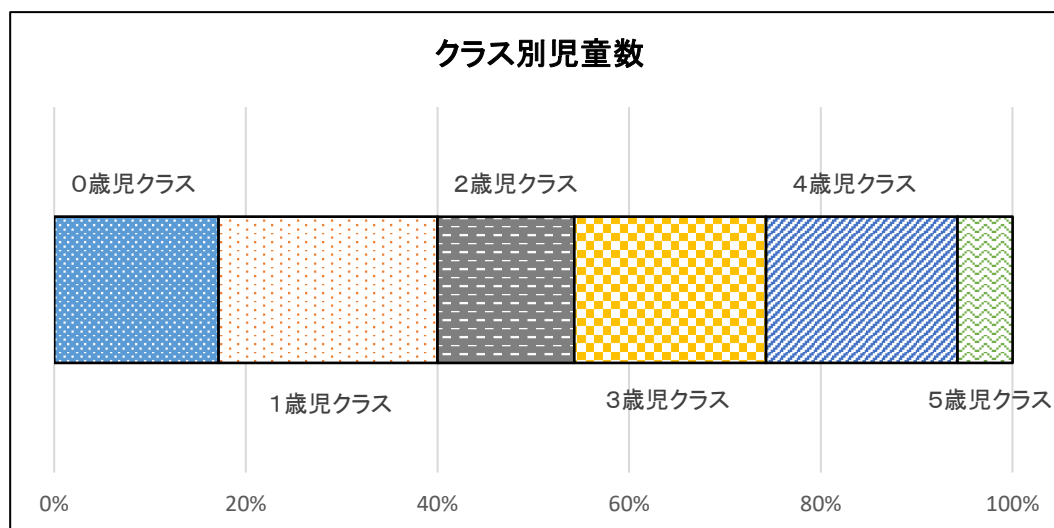
【属性】

クラス別児童数

（人）

合計	0歳児クラス	1歳児クラス	2歳児クラス	3歳児クラス	4歳児クラス	5歳児クラス	無回答
35	6	8	5	7	7	2	0

※同一家族で複数名が園に在籍の場合は、下の子どものクラスで記入

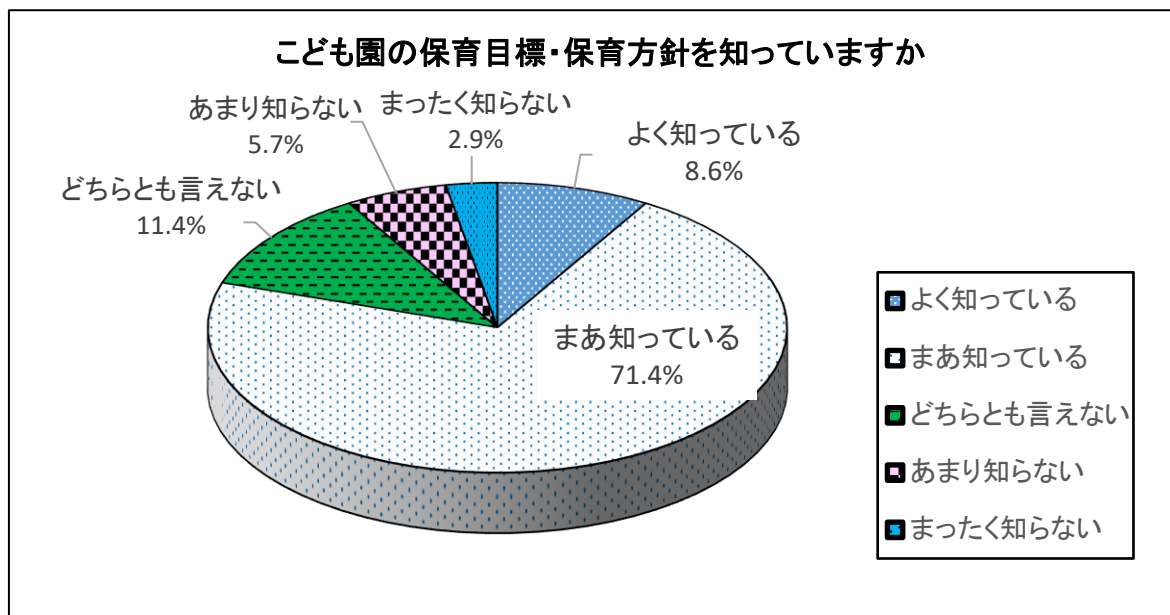


■ こども園の基本理念や基本方針について

問1 こども園の保育目標・保育方針を知っていますか。

問1:	よく知っている	まあ知っている	どちらとも言えない	あまり知らない	まったく知らない	無回答	計
あなたは、この園の保育目標・保育方針をご存じですか	8.6%	71.4%	11.4%	5.7%	2.9%	0.0%	100.0%

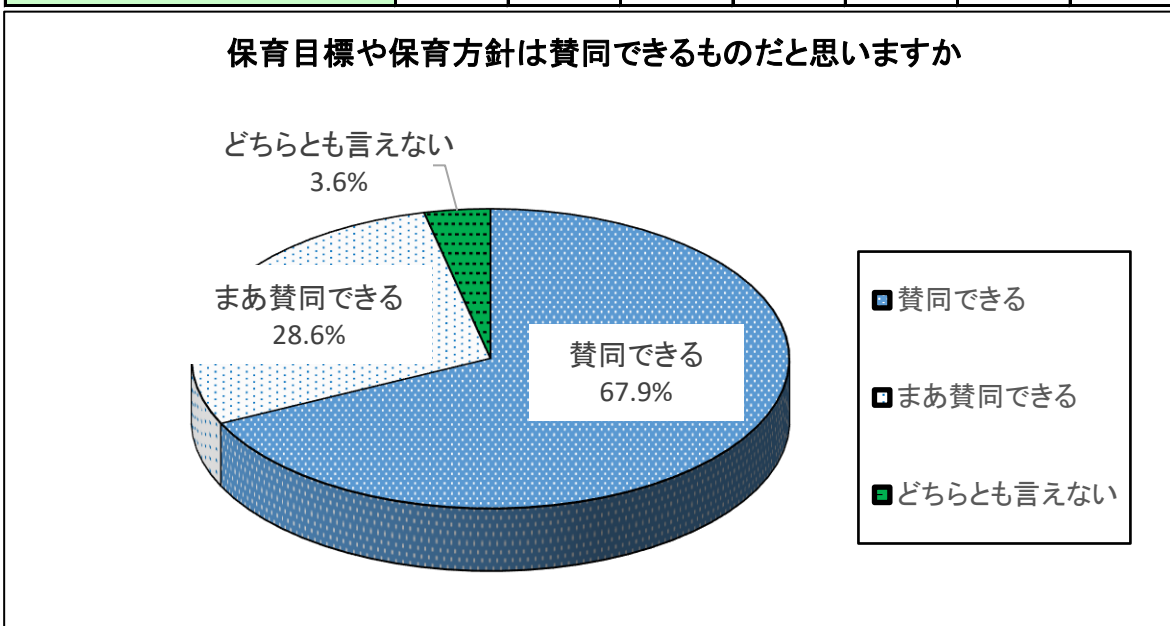
(%は小数第1位まで表示し、合計の小数第1位を四捨五入すると100%になります。)



「よく知っている」「まあ知っている」と答えた方への付問

付問1 その保育目標や保育方針は賛同できるものだと思いますか。

付問1:	賛同できる	まあ賛同できる	どちらとも言えない	あまり賛同できない	賛同できない	無回答	計
あなたは、その保育目標や保育方針は賛同できるものだと思いますか	67.9%	28.6%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

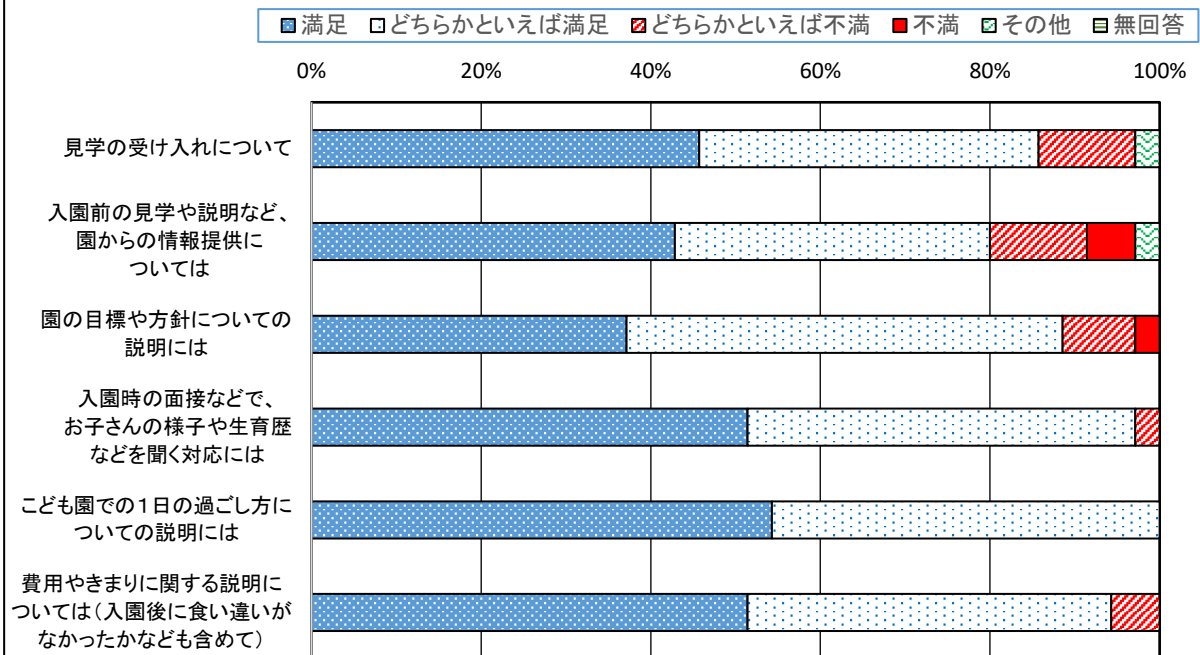


■ こども園のサービス内容について

問2 お子さんが入園する時の状況についてうかがいます。それぞれの項目について満足度をお答えください。

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
見学の受け入れについて	45.7%	40.0%	11.4%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
入園前の見学や説明など、園からの情報提供については	42.9%	37.1%	11.4%	5.7%	2.9%	0.0%	100.0%
園の目標や方針についての説明には	37.1%	51.4%	8.6%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%
入園時の面接などで、お子さんの様子や生育歴などを聞く対応には	51.4%	45.7%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
こども園での1日の過ごし方についての説明には	54.3%	45.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
費用やきまりに関する説明については（入園後に食い違いがなかったかなども含めて）	51.4%	42.9%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

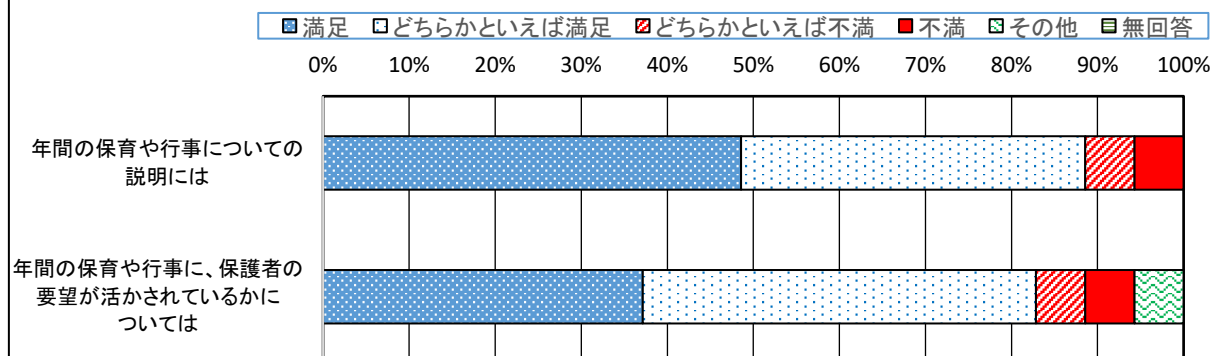
入園時の状況について



問3 こども園に関する年間の計画についてうかがいます。それぞれの項目について満足度をお答えください。

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
年間の保育や行事についての説明には	48.6%	40.0%	5.7%	5.7%	0.0%	0.0%	100.0%
年間の保育や行事に、保護者の要望が活かされているかについては	37.1%	45.7%	5.7%	5.7%	5.7%	0.0%	100.0%

年間の計画について

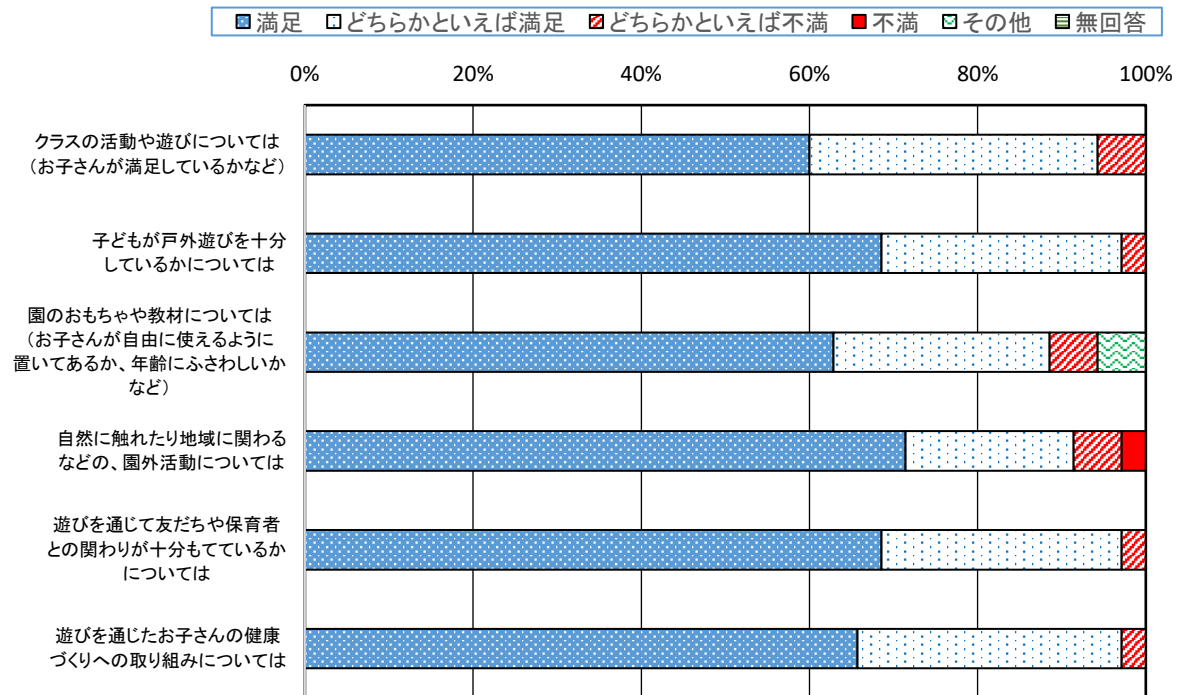


問4 日常の保育内容についてうかがいます。それぞれの項目について満足度をお答えください。

●「遊び」について

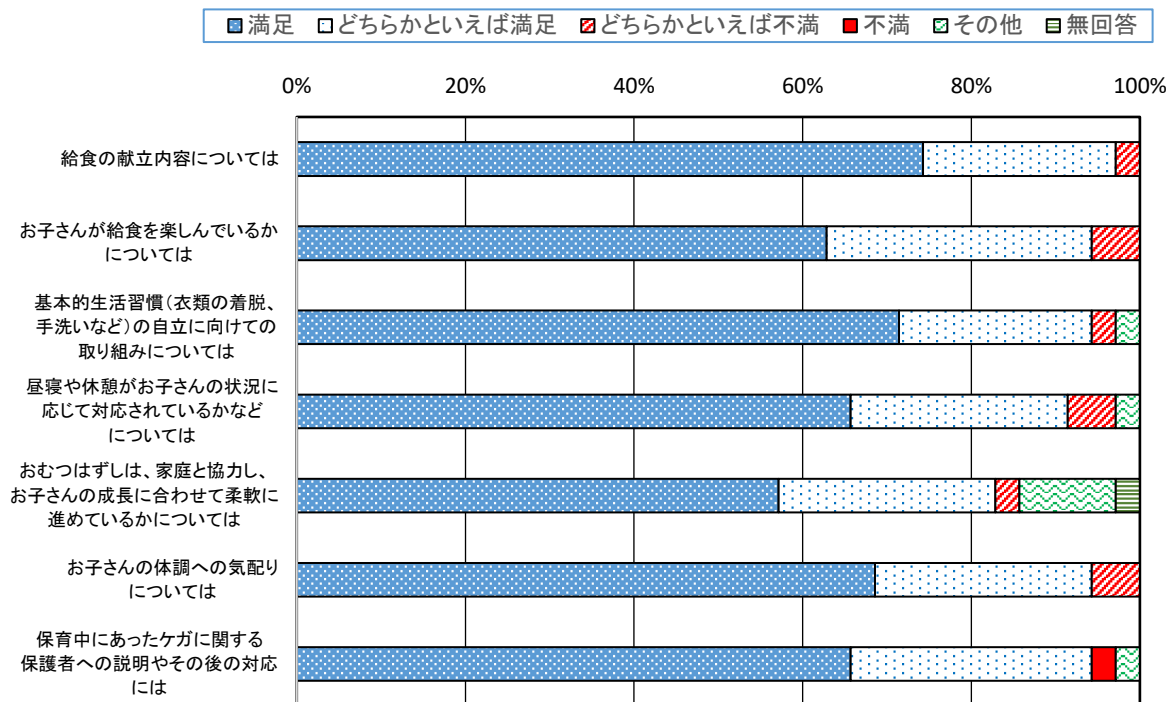
	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
クラスの活動や遊びについては(お子さんが満足しているかなど)	60.0%	34.3%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
子どもが戸外遊びを十分しているかについては	68.6%	28.6%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
園のおもちゃや教材については(お子さんが自由に使えるように置いてあるか、年齢にふさわしいかなど)	62.9%	25.7%	5.7%	0.0%	5.7%	0.0%	100.0%
自然に触れたり地域に関わるなどの、園外活動については	71.4%	20.0%	5.7%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%
遊びを通じて友だちや保育者との関わりが十分もてているかについては	68.6%	28.6%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
遊びを通じたお子さんの健康づくりへの取り組みについては	65.7%	31.4%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

日常の保育内容「遊び」について



●「生活」について	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
給食の献立内容については	74.3%	22.9%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
お子さんが給食を楽しんでいるかについては	62.9%	31.4%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
基本的な生活習慣(衣類の着脱、手洗いなど)の自立に向けての取り組みについては	71.4%	22.9%	2.9%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
昼寝や休憩がお子さんの状況に応じて対応されているかなどについては	65.7%	25.7%	5.7%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
おむつはずしは、家庭と協力し、お子さんの成長に合わせて柔軟に進めているかについては	57.1%	25.7%	2.9%	0.0%	11.4%	2.9%	100.0%
お子さんの体調への気配りについては	68.6%	25.7%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
保育中にあったケガに関する保護者への説明やその後の対応には	65.7%	28.6%	0.0%	2.9%	2.9%	0.0%	100.0%

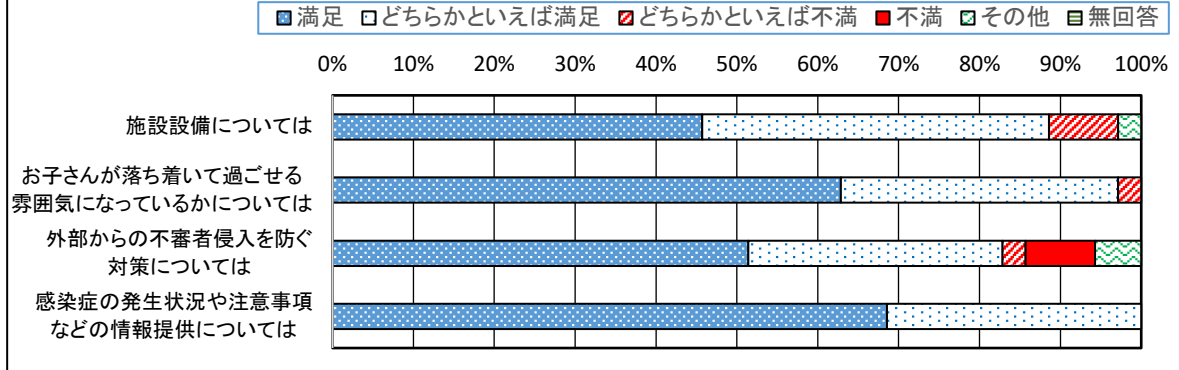
日常の保育内容「生活」について



問5 こども園の快適さや安全対策などについてうかがいます。それぞれの項目について満足度をお答えください。

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
施設設備については	45.7%	42.9%	8.6%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
お子さんが落ち着いて過ごせる雰囲気になっているかについては	62.9%	34.3%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
外部からの不審者侵入を防ぐ対策については	51.4%	31.4%	2.9%	8.6%	5.7%	0.0%	100.0%
感染症の発生状況や注意事項などの情報提供については	68.6%	31.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

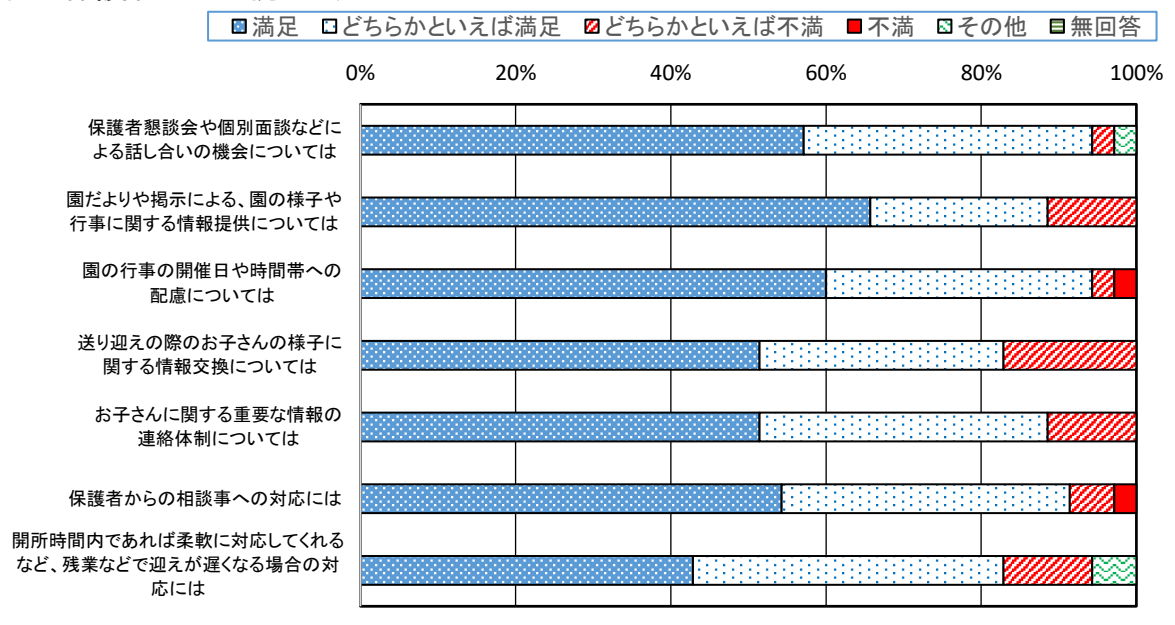
快適さや安全対策などについて



問6 園と保護者との連携・交流についてうかがいます。それぞれの項目について満足度をお答えください。

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
保護者懇談会や個別面談などによる話し合いの機会については	57.1%	37.1%	2.9%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
園だよりや掲示による、園の様子や行事に関する情報提供については	65.7%	22.9%	11.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
園の行事の開催日や時間帯への配慮については	60.0%	34.3%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%
送り迎えの際のお子さんの様子に関する情報交換については	51.4%	31.4%	17.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
お子さんに関する重要な情報の連絡体制については	51.4%	37.1%	11.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
保護者からの相談事への対応には	54.3%	37.1%	5.7%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%
開所時間内であれば柔軟に対応してくれるなど、残業などで迎えが遅くなる場合の対応には	42.9%	40.0%	11.4%	0.0%	5.7%	0.0%	100.0%

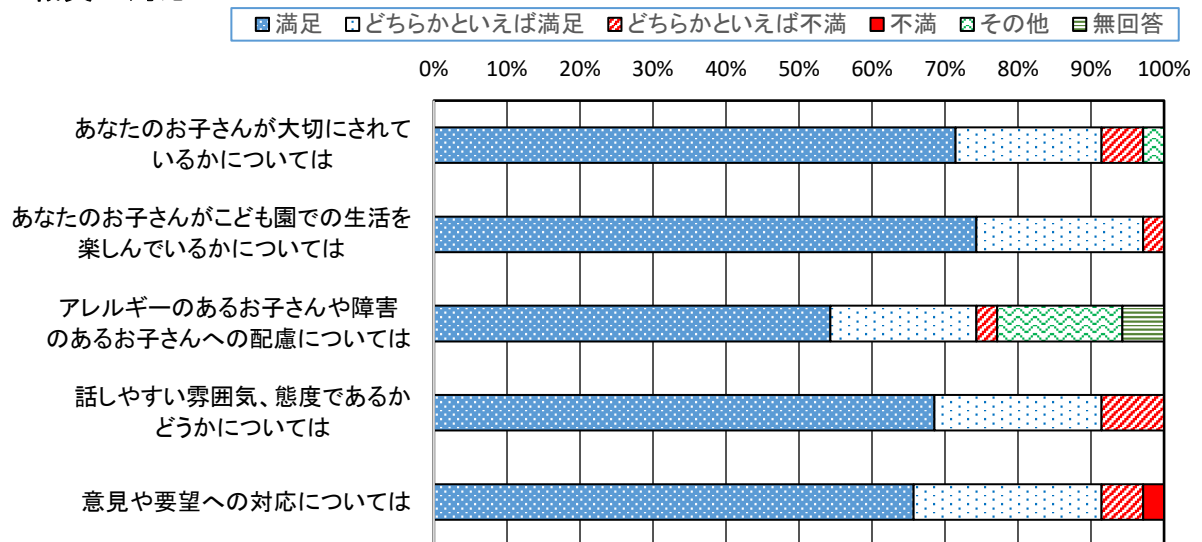
園と保護者との連携・交流について



問7 職員の対応についてうかがいます。それぞれの項目について満足度をお答えください。

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	その他	無回答	計
あなたのお子さんが大切にされているかについては	71.4%	20.0%	5.7%	0.0%	2.9%	0.0%	100.0%
あなたのお子さんがこども園での生活を楽しんでいるかについては	74.3%	22.9%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
アレルギーのあるお子さんや障害のあるお子さんへの配慮については	54.3%	20.0%	2.9%	0.0%	17.1%	5.7%	100.0%
話しやすい雰囲気、態度であるかどうかについては	68.6%	22.9%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
意見や要望への対応については	65.7%	25.7%	5.7%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%

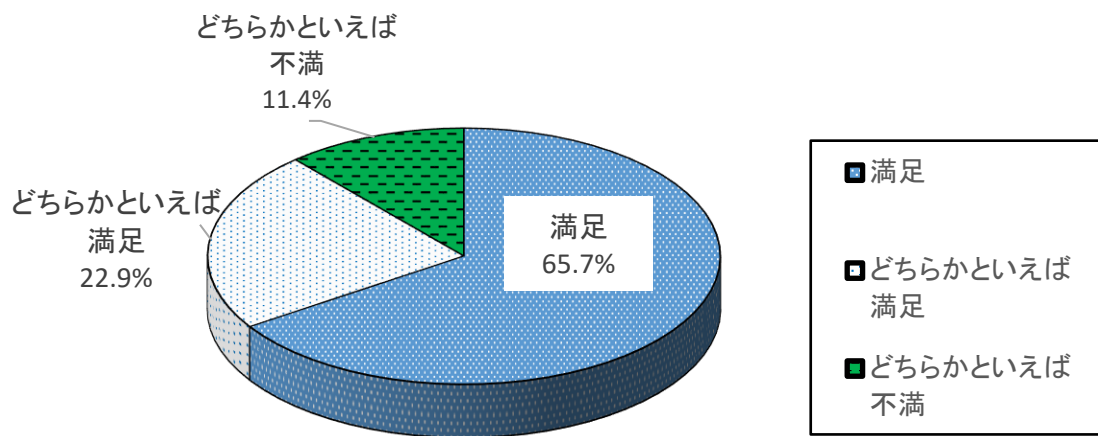
職員の対応について



問8 こども園を総合的に評価すると、どの程度満足していますか。

	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	無回答	計
総合満足度は	65.7%	22.9%	11.4%	0.0%	0.0%	100.0%

総合満足度



～ 評価結果は、下記のウェブサイトからご覧いただけます ～

●市民セクターよこはまの第三者評価のページ

<https://shimin-sector.jp/project/fukushi-hyouka2016/>

●かながわ福祉サービス第三者評価推進機構のページ

<https://kanagawa-hyouka.com/evaluation>



特定非営利活動法人

市民セクターよこはま

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 4 号

横浜市福祉サービス第三者評価指定機関 第 4 号

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-81 コーケンキャピタルビル2階C号室

TEL : 045-222-6501 FAX : 045-222-6502 <https://shimin-sector.jp/>
